

# 軽費老人ホーム 重要事項説明書

社会福祉法人四天王寺福祉事業団  
ケアハウス四天王寺たまつくり苑

軽費老人ホーム ケアハウス四天王寺たまつくり苑  
重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人四天王寺福祉事業団
法人所在地	大阪市天王寺区四天王寺1-11-8
代表者氏名	理事長 南谷 恵敬
電話番号	06-6771-7971

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス四天王寺たまつくり苑
施設の所在地	大阪市天王寺区玉造元町1-29
施設長名	西條 常夫
電話番号	06-6763-4115
FAX番号	06-6763-4165
開設年月日	平成9年6月1日
定員	40名
損害賠償責任保険加入先	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	高齢者福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とします。
施設運営の方針	ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとします。

4. 入居要件

- (1) 年齢が60歳以上であること。入居者の配偶者、三親等内の親族と共に入居する場合はいずれか一方が60歳以上であれば入居できます。
- (2) 家族と同居することが困難であること。
- (3) 伝染性疾患及び精神的疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない方で共同生活が可能であること。
- (4) 生活費に充てることのできる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (5) 各種サービスを利用することにより自立した日常生活を送れる者。
- (6) 身元保証人が得られること。ただし真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は相談に応じます。

## 5. 職員の配置基準と職務

職種	職務内容	配置	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	常勤 兼務
2. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名	常勤
3. 介護職員	日常生活の支援・援助	2名	常勤

## 6. 施設サービスの概要

### (1) 基準サービス

種類	内容
食 事	<p>【食事時間】 朝食 7時40分 ～ 9時30分            昼食 11時30分 ～ 13時30分            間食 15時00分 ～ 17時00分            夕食 17時30分 ～ 19時30分</p> <p>衛生上又は管理上許容可能な終了時間までに限り、取り置きをすることができます。</p>
入 浴	<p>入 浴 日 日曜日～土曜日の毎日            入浴時間 13時00分 ～ 19時30分            ※ 土曜日は14時00分 ～ 19時30分</p>
健 康 管 理	<p>1年に1回のレントゲン検診を受ける機会を提供するなど必要な指導援助を行います。</p> <p>入居者の健康維持にあたり、高齢者特有の疾病防止に努めるものとします。</p> <p>入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかにたまつくり苑診療所をはじめ医療機関等の紹介など必要な援助を行うこととします。</p>
相談及び援助	<p>各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。</p>
社会生活上の便宜	<p>日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行うこととします。</p>

### (2) 基準外のサービス

種類	内容
レクリエーション費	<p>入居者は施設の公共設備を使って趣味や教養活動、クラブ活動に参加することができます。その場合の必要な費用は入居者の実費負担となります。</p>
介護保険サービス	<p>入居者が身体状況の変化等により日常生活の援助を必要とする状態になった場合は、訪問介護やデイサービス等の各種介護保険サービス等を利用できるよう援助します。介護保険サービスにかかる費用は自己負担となります。</p>
特別サービス	<p>別紙『特別サービス』参照</p>

## 7. 利用料

軽費老人ホーム ケアハウス四天王寺たまつくり苑 利用者階層別料金表（別紙）

## 8. 利用料の請求及び支払い

利用料金は上表を基に1か月ごとに計算しますので、当月の26日までに施設が指定する金融機関の口座、または入居者の口座より自動引き落としの方法でお支払い下さい。

## 9. 当施設ご利用に当って留意いただく事項

種 類	内 容
来訪・面会	面会される方は、面会記入票に記載をお願いします。
外出・外泊	『外出・外泊届け』を提出してください。
喫 煙	施設内は全館禁煙です。指定された場所で喫煙してください。
部外者の利用	外来客を宿泊させるときは、予め施設長に届け出るものとします。 一時的な疾病等による看護または介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、施設長に届け出るものとし施設長と相談の上その期間を定めます。
迷惑行為等	お互いに規律を守り、親睦を深めて他人の迷惑となるような言動はしないように努めてください。 金銭の貸し借りはしないようにしてください。 施設の設備や備品は大切に扱い、利用時間やルール等を守り他の入居者の迷惑にならないようにご利用ください。 テレビ、ラジオ等の音響機器の夜間での利用は他人の迷惑にならないように、ボリュームを低くして利用してください。
入浴	他の入居者も入浴されることを考え、清潔の維持に留意してください。
健康管理	伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し医師の指示に従ってください。
居室及び共用施設・設備	居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行ってください。また、居室のゴミ・廃棄物については、定められた場所に捨ててください。 居室にて練炭、火鉢、石油ストーブ、ろうそく、線香などの火気類の使用は安全面から禁止します。 共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはなりません。共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行います。

## 10. 個人情報の保護

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその家族の了解を得るものとします。

## 1 1. 高齢者虐待の防止

施設は、入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

## 1 2. 身体拘束等

- (1) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）はしません。
- (2) 身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載することとします。

## 1 3. 緊急時の対応

入居者に病状の急変が生じた場合は、ナースコール等で24時間いつでも職員の対応を求めることができます。救急時には速やかに主治医または協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

## 1 4. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室： 窓口担当者：小池 志保（介護長）

ご利用時間： 月～土曜日 9時00分～17時30分

ご利用方法： 電話 06-6763-4115

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

大阪市役所福祉局高齢者施策部高齢福祉担当

所在地：〒530-8201 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話番号：06-6208-8053 FAX番号：06-6202-6964

受付時間：9時00分～17時00分（土日、祝祭日、年末年始を除く）

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

所在地：〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号

大阪府社会福祉会館 5階

電話番号：06-6191-3130 FAX番号：06-6191-5660

受付時間：10時00分～16時00分（土日、祝祭日、年末年始を除く）

※苦情処理第三者委員 氏名 草島 葉子

氏名 原 順子

公平中立な立場で、苦情を受け付け、相談にのっていただける委員です。

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【入居者】

住 所

氏 名 ⑩

【代筆者】(続柄： )

私は、入居者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名 ⑩

【説明者】

軽費老人ホーム ケアハウス四天王寺たまつくり苑

職・氏名 ⑩